

要望書に対する運営小委員会での審議結果について

(平成28年8月10日)

・要望書(平成28年4月21日付け区政情報課收受分)

1 審議会委員の構成を見直すこと。

審議会委員の構成については、審議会条例で定められているため、審議会ですべてに変更することはできない。

また、当審議会は、現在の委員構成で、区民の意見が反映されていないとは考えていない。よって、審議会委員の構成に係る条例改正を区長に建議する必要はない。

2 条例等が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等の趣旨に則っているのかを確認し、新宿区の全組織、全職員が必要な施策を策定し、実行していることを検証すること。

当審議会は、諮問された事項以外の事項について、独自の調査(検証)権限はない。したがって、当審議会ですべてに調査することはできない。

また、当審議会は、現在、情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況や区政全般について、調査(検証)をする必要があるとは考えていない。

よって、区長にそのような調査(検証)を建議する必要はない。

3 審査会の運営方法を見直すこと。

当審議会は、審査会の答申(平成27年度答申第2号、同第3号)を再審査する機関ではない。よって、その内容の当否は判断しない。

また、当審議会は、審査会の運営について、問題があるとも考えていない。

よって、審査会の運営方法の見直しを、区長に対し建議する必要はない。

・要望書(平成28年7月4日付け区政情報課收受分)

1 小委員会を設けて事前に意見や問題点の整理をする場合は、必ず議事録を作成し、他の委員や区民にその過程も含め、できる限り公開して下さい。

(会議の非公開)

運営小委員会の検討結果は、後日、審議会の全体会議(公開の場合)で議論される。したがって、当審議会は、運営小委員会の会議を非公開と定める設置要綱を改正する必要があるとは考えていない。

よって、設置要綱の改正を区長に建議する必要はない。

(議事録の作成)

議事録の作成については、運営小委員会が開催された記録を文書で残す必要があるが、その形式及び内容は、すべて委員長及び事務局に一任する。

2 小委員会の人選は、バランスのとれた人選に努めて下さい。

運営小委員会委員の人選は、審議会会長の判断に一任されている。当審議会は、今回の委員の人選について、問題があるとは考えていない。

3 私に提案趣旨説明の機会を与えて欲しい。

以上により、要望者から提案趣旨説明を受ける必要はない。